

# 指定給水装置工事事業者の皆様へ

三条市上下水道課から大切なお知らせ

## 令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

○令和元年10月1日から「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。  
※現行制度で指定を受けている給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期限が異なりますので御注意ください。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新の申請期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	令和2年9月30日～令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	令和3年9月30日～令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	令和4年9月30日～令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	令和5年9月30日～令和6年9月29日まで

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛てに、**ダイレクトメールにて通知します。**  
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

### ○申請に必要な書類

- ・**様式第1号**及び**第2号**
- ・**機械器具調書**及び**写真台帳**

### ○申請に添付する書類

- ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票の写し**(個人)
- ・選任する主任技術者の**確認書類(免状又は技術者証等)**
- ・会社周辺の地図(**住宅明細図**等)

### ○指定更新に係る審査手数料

- ・**3,000円**

### ●指定更新の要件は水道法第25条の3に準拠(新規指定と同様)

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しないもの

### ◎指定更新時に三条市が別途確認する事項

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◇更新申請についての問合せ

上下水道課 業務係 TEL : 0256-46-5900